

長崎県医療施設等施設整備費補助金実施要綱

令和6年7月10日 制定

令和8年9月7日 最終改正

(趣 旨)

第1条 県は、新規感染症の発生及びまん延に備え、新型コロナウイルス感染症対応での最大規模と同程度の医療提供体制を整えるため、予算の定めるところにより、県と感染症法に基づく医療措置協定を締結する医療機関に対し、長崎県医療施設等施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業及び経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額は次の表に定めるとおりとする。

2 この補助金の額は、次の表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の範囲内とする。

ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 事業区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
(1) 県と「病床確保」に係る協定を締結する医療機関が実施する病室の感染対策に係る整備	予算の範囲内で知事が必要と認める額	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費 (専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。)	2/3 以内
(2) 県と「病床確保」に係る協定を締結する医療機関が実施する病棟等の感染対策に係る整備	予算の範囲内で知事が必要と認める額	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーティションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	10/10 以内

(3) 個人防護 具保管施設の整 備	予算の範囲内で知事が 必要と認める額	病床確保、発熱外来、又 は自宅療養者等への医療 の提供に係る協定締結医 療機関として必要な個人 防護具保管庫の設置等に 要する工事費又は工事請 負費	10/10 以内
--------------------------	-----------------------	--	-------------

(事業実施計画の作成及び提出)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、別途県の指定する様式により、次に掲げる事項を記載した事業実施計画を作成し、補助の申請に際して、当該計画を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画を作成する者の名称
- (2) 実施する事業の概要及び必要な経費
- (3) その他必要な事項

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、補助金の交付を受けようとする者が、様式第1号による申請書に、次の関係書類を添えて、毎年知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 経費所要額調(別紙1)
- (2) 事業計画書(別紙2)
- (3) 暴力団排除に係る誓約書
- (4) その他知事が必要と定める書類

2 補助金の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(変更申請手続)

第5条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第2号による申請書を、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、規則第20条の規定により、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

なお、規則第20条ただし書の別に定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)」によるものとする。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)が行う契約は、次の表によることとする。また、入札(見積)による契約において工事業者を選定等するに当たっては、長崎県の建設工事に係る入札参加資格を有する者を対象とする。ただし、国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人にあっては、本要綱に関らず、当該法人が定める契約手続の取扱いによるものとする。

ア 補助事業者が行う契約方法

工事設計金額(消費税額を含む)	契約方法
400万円以上	一般競争入札又は5者以上の指名競争入札
400万円未満	見積書を徴し、選定(2者以上)

イ 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (ア) 長崎県知事から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けている者
- (イ) 長崎県建設工事暴力団対策要綱(昭和63年2月25日63監第49号)に基づき指名除外を受けている者
- (ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定により、長崎県内における営業の停止命令を受けている者

- (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、民事再生法又は会社更生法の適用申請を行い裁判所の再生（更正）計画認可の決定を受けている者を除く。
- ウ 入札方法及び業者の選定基準等の契約方法について、法人の場合は理事会の決議によること。
- エ 指名競争入札及び見積合わせによる場合、入札（見積）参加業者を「長崎県建設工事入札参加資格者名簿」から選定すること。また、法人の場合は理事会において選定すること。
- オ 指名競争入札及び見積合わせによる場合、入札（見積）参加者の指名にあたっては、入札（見積）参加予定業者へ入札（見積）通知書を発送する 7 日前までに、入札（見積）参加予定業者について県に通知し、参加予定業者の適否について県の助言を受けること。
- カ 一般競争入札による場合は、入札参加条件等の内容を医療施設内へ掲示するほか、ホームページや新聞等へ掲載するなどして、情報を広く提供すること。
- キ 入札（見積）通知又は公告は、入札（見積合わせ）の期日の前日から起算して、設計金額 5 百万円未満の工事については少なくとも 1 日以上、5 百万円以上 5 千万円未満については少なくとも 10 日以上、5 千万円以上については少なくとも 15 日前までに行うこと。ただし、急を要する場合は、設計金額 5 百万円以上の工事については、5 日以内に限り短縮することができる。
- ク 法人が入札を実施するに当たっては、監事や複数の理事（理事長を除く。）、評議員が立ち会うこと。
- ケ 入札（見積）後は、ただちに入札（見積）結果を県に報告するとともに、補助事業者において一般の閲覧に供すること。
- コ 工事契約を締結したときは、直ちに、契約書の写しを県に提出すること。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (11) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- (12) 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (13) 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（事業の着手）

第7条 補助事業の着手は、交付の決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、交付の決定前に着手する必要がある場合は、その理由を記載した交付決定前着手届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。なお、この場合、交付の決定まであらゆる損失等は事業実施主体の責任となることを了知のうえで行うものとする。

- 2 前項の規定による交付決定前着手届については、内示後でなければ提出することはできない。

（軽微な変更）

第8条 規則第11条第2項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 県の補助額に変更を生じさせない範囲内における補助対象経費の変更
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更（各経費区分間の20パーセント以内）
- (3) 事業目的に影響を及ぼさない範囲内における事業計画の変更

（遂行状況報告書）

第9条 知事は、補助事業者に対し、補助事業等の遂行状況について、様式第7号により報告を求めることができる。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、概算払の方法により交付することができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第4号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第11条 規則第13条第1項の規定による実績報告書の提出期限は、事業完了もしくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までとし、様式第5号による報告書に次の関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、特別の事情により、これによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

- (1) 経費所要額精算書（別紙1）
- (2) 事業実績報告書（別紙2）
- (3) その他知事が必要と定める資料

- 2 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の実績報告

書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金額から減額して知事に報告しなければならない。

- 3 補助金の交付の申請をした者は、第1項の事業実績書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合（仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して仕入れに係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、知事は、当該仕入控除税額の返還を請求するものとする。

（補助金の返還）

- 第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について、返還することを命ずる。

附則 この要綱は、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

附則 この要綱は、令和8年度の予算に係る補助金から適用する。